

令和3年6月23日

特定商取引法違反の連鎖販売業者2名に対する取引等停止命令（15か月）及び指示並びに業務禁止命令（15か月）について

○ 消費者庁は、海外事業者であるかたっていた連鎖販売業者である、「N O-V A（ノーヴァ）」こと笠井秀哉（大阪府大阪市）及び井上岳（東京都新宿区）の2名に対して、令和3年6月22日、以下の行政処分をしました。

（1）取引等停止命令（特定商取引法第39条第1項）

令和3年6月23日から令和4年9月22日までの15か月間、連鎖販売取引に係る取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）を停止するよう命令。

（2）指示（特定商取引法第38条第1項）

再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示。

（3）業務禁止命令（特定商取引法第39条第1項）

前記（1）の取引等停止命令と同じ期間、前記（1）で停止を命じる範囲の業務を営む法人の、当該業務を担当する役員となることの禁止を命令。

○ 笠井及び井上は、「N O-V A（ノーヴァ）」と称するオンラインツールがその利用者へ支払う報酬の獲得を促す役務を提供しています。

「N O-V A（ノーヴァ）」と称するオンラインツールは、①特定のオンラインカジノゲームを宣伝してその利用者を獲得する、又は②新たに当該オンラインツールの利用者を紹介すると、各種の報酬を得ることができるというシステムです。

笠井及び井上は、連鎖販売取引の会員に、当該オンラインツールを利用させるとともに、会員の勧誘行為に対し、継続的に指導を行い、その営業活動を組織的に行わせて管理するなどしています。

1 処分対象事業者

(1) 笠井秀哉（個人事業主）

ア 氏名：笠井秀哉（かさい ひでや）

イ 取引類型：連鎖販売取引

(2) 井上岳（個人事業主）

ア 氏名：井上岳（いのうえ たけし）

イ 取引類型：連鎖販売取引

(3) (1) 及び (2) の事業者らの事業所所在地

ア 東京都豊島区南大塚 3-4-7-1 オーエスビル 1 階

イ 愛知県名古屋市中区錦 2-9-6 名和丸の内ビル 5 階

ウ 大阪府大阪市中央区南船場 4-1-2-24 現代心斎橋ビル 3 階

エ 広島県広島市中区立町 5-7 立町 G ハウス 5 階

※事業所所在地はこれに限られず、また、上記所在地はいずれも、現在は退去している可能性があります。

2 特定商取引法の規定に違反又は該当する行為

(1) 勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名及び勧誘目的の明示）（特定商取引法第 33 条の 2）

(2) 役務の内容につき故意に事実を告げない行為（特定商取引法第 34 条第 1 項）

(3) 契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第 34 条第 1 項）

(4) 特定利益に関する事項につき故意に事実を告げない行為（特定商取引法第 34 条第 1 項）

(5) 連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為（特定商取引法第 34 条第 1 項）

(6) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（特定商取引法第 34 条第 4 項）

(7) 概要書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第 37 条第 1 項）

(8) 契約書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第 37 条第 2 項）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は以下の各別紙のとおりです。

別紙 1：笠井秀哉に対する行政処分の概要

別紙 2：井上岳に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

笠井秀哉に対する行政処分概要

1 事業概要

笠井秀哉（以下「笠井」という。）は、井上岳（以下「井上」という。）と連携共同して、「NO-V A（ノーヴァ）」と称し、笠井と井上が連携共同して行う特定のオンラインカジノゲームサイト（以下「本件オンラインカジノ」という。）を宣伝して本件オンラインカジノの利用者を獲得する、又は新たに本件オンラインカジノを宣伝する者を紹介すると、「サブアフィリエイター報酬」等と称する紹介料（以下「本件紹介料」という。）を含む各種の報酬（以下「本件報酬」という。）を得ることができる「NO-V A（ノーヴァ）」と称するオンラインツールを利用させるとともに、会員（以下において定義する。）の勧誘行為に対し、継続的に指導を行い、その営業活動を組織的に行わせて管理するなど、本件報酬を得るために実質的に必須かつ不可分な行為をして、本件報酬の獲得を促す役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する事業であって、本件紹介料を收受し得ることをもって、本件役務の提供をあっせんする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と会員登録料の支払を伴う本件役務の提供に係る取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）を行っている。

本件紹介料は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する特定利益（以下「特定利益」という。）に該当し、会員登録料は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、笠井は、井上と連携共同して、本件連鎖販売取引に係る一連の連鎖販売業（同項に規定する連鎖販売業をいう。以下「本件連鎖販売業」という。）を行っている。

笠井及び井上は、本件連鎖販売取引について、会員の勧誘行為に対し、継続的に指導を行い、その営業活動を組織的に行わせて管理するなどしており、笠井及び井上は、互いに連携共同して本件連鎖販売業を実質的に統括していることから、笠井及び井上のいずれも特定商取引法第33条第2項に規定する統括者（以下「統括者」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

笠井は、令和3年6月23日から令和4年9月22日までの間、連鎖販売業に係る次の取引等を停止すること。

- ア 笠井の行う連鎖販売取引（特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下同じ。）について勧誘を行い、又は本件連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- イ 笠井の行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。
- ウ 笠井の行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

（2）業務禁止命令

笠井が、令和3年6月23日から令和4年9月22日までの間、次の業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを禁止する。

- ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。
- イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

（3）指示

ア 勧誘者は、特定商取引法第33条の2に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名及び勧誘目的の不明示）、同法第34条第1項の規定により禁止される役務の内容及びその連鎖販売業に係る特定利益に関する事項につき故意に事実を告げない行為、契約の解除に関する事項及びその連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為並びに同条第4項の規定により禁止される勧誘目的を告げずに誘引した者に対して公衆の出入りしない場所において勧誘をする行為を、笠井及び井上は同法第37条第1項に規定するその連鎖販売業の概要について記載した書面（以下「概要書面」という。）及び同条第2項に規定するその連鎖販売契約の内容を明らかにする書面（以下「契約書面」という。）の交付義務に違反する行為（不交付）をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該行為の再発防止策を講ずるとと

もに、コンプライアンス体制（法律及び契約に基づく返金等の問合せに適切かつ誠実に対応することを含む。）を構築し、これらを会員に前記（１）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

イ 笠井は、令和元年１０月から令和３年６月２２日までの間に笠井及び井上との間で本件連鎖販売取引についての契約（以下「本件連鎖販売契約」という。）を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、笠井及び井上に対して取引等停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和３年７月２２日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。なお、令和３年６月２９日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の取引等停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）勧誘者は、遅くとも令和元年１０月以降、本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、その連鎖販売業に係る役務の提供のあっせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人（以下「無店舗等個人」という。）である相手方に対し、本件連鎖販売契約の解除について、実際には、たとえ本件連鎖販売契約の準拠法を当該相手方の居住する日本の法律ではないキプロス共和国の法律とする旨を合意しても、当該相手方が法の適用に関する通則法（平成１８年法律第７８号。以下「通則法」という。）第１１条第１項に規定する消費者に該当し、本件連鎖販売契約が同項に規定する消費者契約に該当するため、当該相手方が、特定商取引法第３７条第２項に規定する本件連鎖販売契約に係る契約書面を当該相手方が受領した日から起算して２０日間以内に、日本法中の特定の強行規定である特定商取引法第４０条第１項に規定するクーリング・オフをする旨の意思表示をした場合には、当該強行規定が適用され、当該クーリング・オフに伴い契約金額が返金されなければならないにもかかわらず、「登録をしてから１４日間に限り、退会しても返金される」などと、あたかも本件連鎖販売契約に基づく会員登録時から１４日間しかおよそ契約金額の返金が認められないかのように不実のことを告げていること。

(エ) 勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、無店舗等個人である相手方に対し、実際には、たとえ本件オンラインカジノを提供するサーバーや運営会社が日本国外に所在する場合であっても、オンラインで接続して日本国内において本件オンラインカジノを利用し賭博行為を行えば刑法（明治40年法律第45号）第185条に規定する賭博罪（以下「賭博罪」という。）に該当するおそれが相当程度あるにもかかわらず、「外国に拠点があるので、ユーザーが日本にいても、日本の法律に触れることはない。」、「日本では今はまだ違法だが、今後、カジノを合法にしていこうという動きがある。でも、オンラインカジノなら今でも大丈夫」などと、あたかも本件オンラインカジノを日本国内で利用しても賭博罪に該当するおそれは全くないかのようによこしまに不実のことを告げている。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

4 処分の原因となる事実

勧誘者又は笠井及び井上は、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反しており、消費者庁は、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名及び勧誘目的の不 明示）（特定商取引法第33条の2）

勧誘者は、遅くとも、令和元年10月以降、笠井及び井上が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「副業で稼ぎませんか?」、「えぐい話聞かせるから!」、「副業の話になるんだけど!」、「掛け持ちやって楽しいから一緒にやる?」、「URLコピペしてゲームばらまいてるだけ」などと告げるのみで、統括者の氏名及び特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていない。

(2) 役務の内容につき故意に事実を告げない行為（特定商取引法第34条第 1項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、笠井及び井上が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、無店舗等個人である相手方に対し、実際には、「ONクライアン

ト条件」などと呼称される条件を満たさなければ本件報酬の大部分の支払を受けることができず、かつ、当該条件を満たすためには、本件オンラインカジノで自らオンラインカジノゲームを行い、最大で月額約2万円から3万円程度を毎月課金しなければならない場合があるにもかかわらず、「自分が誰かにN O - V Aを紹介して登録すれば8000円、さらにその紹介者が別の人を紹介して登録すれば5000円報酬が入る」、「自分がオンラインカジノゲームを誰かに紹介してその人たちがゲームを遊んだ分の数%が報酬として入る」、「毎月ノーヴァの世界中の売り上げの一部が分配され、受け取ることができる」などと複数種類の報酬の支払を受けることができる旨を告げるのみで、故意に当該条件に係る事実を告げていない。

(3) 契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第34条第1項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、笠井及び井上が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、無店舗等個人である相手方に対し、本件連鎖販売契約の解除について、実際には、たとえ本件連鎖販売契約の準拠法を当該相手方の居住する日本の法律ではないキプロス共和国の法律とする旨を合意しても、当該相手方が通則法第11条第1項に規定する消費者に該当し、本件連鎖販売契約が同項に規定する消費者契約に該当するため、当該相手方が、特定商取引法第37条第2項に規定する本件連鎖販売契約に係る契約書面を当該相手方が受領した日から起算して20日間以内に、日本法中の特定の強行規定である特定商取引法第40条第1項に規定するクーリング・オフをする旨の意思表示をした場合には、当該強行規定が適用され、当該クーリング・オフに伴い契約金額が返金されなければならないにもかかわらず、「登録をしてから14日間に限り、退会しても返金される」などと、あたかも本件連鎖販売契約に基づく会員登録時から14日間しかおよそ契約金額の返金が認められないかのように告げている。

(4) 特定利益に関する事項につき故意に事実を告げない行為（特定商取引法第34条第1項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、笠井及び井上が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、無店舗等個人である相手方に対し、本件役務の提供を受けることにより得ることができる本件連鎖販売取引に係る特定利益について、実際には、本件連鎖販売契約を締結しても、本件連鎖販売取引の会員におい

て、「アシスタント」、「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」と称される4段階の各タイトルを、新規会員の獲得数が1か月30人以上又は2か月連続で15人以上であること（「チーフ」となるための条件）、新規会員の獲得数が2か月連続で100人以上であること（「プロデューサー」となるための条件）、自身の下位の系列に一定数のタイトル取得者を育成すること（「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」となるための条件）など、各タイトルに設定された一定の条件を満たしながら順次獲得して最上位の「プロデューサー」にならなければ15階層下の会員が新規会員を獲得したことに伴って一人当たり約5,000円もらえるとされる本件紹介料を得ることができず、いずれのタイトルも獲得しない状態のままでは自分が直接獲得した会員による新規会員獲得分しか当該紹介料が発生しないにもかかわらず、「15段階下の分までがもらえるので、自分が直接誰かを紹介しなくても楽にたくさんの紹介料が貰える」、「最大15段階下の人まで、一人5000円の紹介料をもらうことができる」、「自分が紹介した二人がまた二人を紹介、その二人がまた別の二人を紹介していくなどして、最大で15段階までの紹介料がもらえる」などと、自分自身が直接に新規会員を獲得しなくても多額の特定利益を得ることができる旨を強調するのみで、故意に当該事実を告げていない。

- (5) 連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為（特定商取引法第34条第1項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、笠井及び井上が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、無店舗等個人である相手方に対し、実際には、たとえ本件オンラインカジノを提供するサーバーや運営会社が日本国外に所在する場合であっても、オンラインで接続して日本国内において本件オンラインカジノを利用し賭博行為を行えば賭博罪に該当するおそれが相当程度あるにもかかわらず、「外国に拠点があるので、ユーザーが日本にいても、日本の法律に触れることはない。」、「日本では今はまだ違法だが、今後、カジノを合法にしていこうという動きがある。でも、オンラインカジノなら今でも大丈夫」などと、あたかも本件オンラインカジノを日本国内で利用しても賭博罪に該当するおそれは全くないかのように告げている。

- (6) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（特定商取引法第34条第4項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、特定負担を伴う取引について

の契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電磁的方法により誘引した者に対し、公衆の出入りしない場所である本件連鎖販売取引に係る事務所において、笠井及び井上が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約の締結について勧誘をしている。

(7) 概要書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第37条第1項）

笠井及び井上は、遅くとも令和元年10月以降、無店舗等個人であって、笠井及び井上が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとするとき、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要書面を交付していない。

(8) 契約書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第37条第2項）

笠井及び井上は、遅くとも令和元年10月以降、無店舗等個人であって、笠井及び井上が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、当該連鎖販売取引についての契約書面を交付していない。

5 勧誘事例

【事例1】（勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名及び勧誘目的の不明示）、役務の内容につき故意に事実を告げない行為、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為、特定利益に関する事項につき故意に事実を告げない行為、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為及び勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘）

令和元年10月、会員Zは、SNSで連絡をとった消費者Aに対し、トークアプリにより「副業で稼ぎませんか？」などとメッセージを送り、Aがそのメッセージに興味を示したことを契機として、「〇〇で説明会があるから来ませんか。」などとメッセージを送り、副業についての説明会に参加するよう誘った。Zは、同月、Aと雑居ビルの一室にある当該説明会を行う事務所の最寄り駅で待ち合わせ、Aを当該事務所に連れて行って当該説明会に参加させた。Aは、当該説明会において、会員Yから、本件連鎖販売契約の締結について勧誘されたが、Zは、当該説明会が開始されるまでの間、Aに対して、本件連鎖販

売取引の統括者の氏名及び特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしなかった。また、当該事務所は、本件連鎖販売取引とは無関係の一般人が自由に入出りできるような場所ではなかった。

当該説明会で、Yは、Aに対し、本件報酬について、「自分の友達や知人をノーヴァに紹介してそのまま登録になれば、登録料のうち5%が紹介料としてもらえ、その登録した友達がさらに誰かを連れてきて登録させると、登録料のうち3%が紹介料としてもらえる」、「15段階下の分までがもらえるので、自分が直接誰かを紹介しなくても楽にたくさんの紹介料が貰える」、「毎月ノーヴァの世界中の売上げの一部が分配され、受け取ることができる」などと、本件紹介料を含む複数種類の報酬の支払いを受けることができる旨を告げるとともに、自分自身が直接に新規会員を獲得しなくても多額の本件紹介料を得ることができる旨を強調した。

また、当該説明会で、Yは、Aに対し、本件連鎖販売契約の解除について、「登録料と初期費用として約23万円を支払う必要があるが、登録して14日以内であれば、退会しても返金される」などと、あたかも本件連鎖販売契約に基づく会員登録時から14日間しかおよそ契約金額の返金が認められないかのように告げ、また、「海外でオンラインカジノが流行っている。外国に拠点があるので、ユーザーが日本にいても、日本の法律に触れることはない。」などと、あたかも本件オンラインカジノを日本国内で利用しても賭博罪に該当するおそれは全くないかのように告げた。

Aは、同日には本件連鎖販売契約を締結しなかったが、令和2年3月に再度、東京都内に所在する事務所で説明会に参加し、Yから同様の説明を受けた上で、会員登録料として22万8000円を支払い、本件連鎖販売契約を締結した。

Aは、当該契約締結に至るまでの間に、実際には、「ONクライアント条件」などと呼称される条件を満たさなければ本件報酬の大部分の支払を受けることができず、かつ、当該条件を満たすためには、本件オンラインカジノで自らオンラインカジノゲームを行い、最大で月額約2万円から3万円程度を毎月課金しなければならない場合があること、並びに、実際には、本件連鎖販売契約を締結しても、本件連鎖販売取引の会員において、「アシスタント」、「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」と称される4段階の各タイトルを、新規会員の獲得数が1か月30人以上又は2か月連続で15人以上であること（「チーフ」となるための条件）、新規会員の獲得数が2か月連続で100人以上であること（「プロデューサー」となるための条件）、自身の下位の系列に一定数のタイトル取得者を育成すること（「チーフ」、「ディレクタ

一」及び「プロデューサー」となるための条件)など、各タイトルに設定された一定の条件を満たしながら順次獲得して最上位の「プロデューサー」にならなければ15階層下の会員が新規会員を獲得したことに伴って一人当たり約5,000円もらえるとされる本件紹介料を得ることができず、いずれのタイトルも獲得しない状態のままでは自分が直接獲得した会員による新規会員獲得分しか当該紹介料が発生しないことについて誰からも告げられなかった。

Aは、本件連鎖販売契約の締結について勧誘を受け、当該契約を締結した当時、20代の会社員であり、過去に、連鎖販売取引やアフィリエイトと称される広告・宣伝業務を行った経験はなく、投資やカジノの経験等もなかった。

Aは、本件連鎖販売契約を締結した後、新規会員を獲得するための勧誘活動など本件連鎖販売取引の会員としての活動をすることなく、令和2年3月、会員登録料の返金を受けた上で退会した。

【事例2】(勧誘目的等の明示義務に違反する行為(統括者の氏名及び勧誘目的の不明示)、役務の内容につき故意に事実を告げない行為、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為及び特定利益に関する事項につき故意に事実を告げない行為)

令和2年2月、会員Xは、友人である消費者Bに対し、トークアプリにより、「来週どっか空いとる日ない?」、「2、3時間空いとる時間があれば良いよ!」とメッセージを送り、Bが都合がつく曜日を伝え、「えぐい話聞かせるから!」、「一応話的には副業の話になるんだけど!」などとメッセージを送り、当該トークアプリのビデオ通話機能を用いて副業についての説明を聞くように誘った。同月、Bは、会員Wから、当該ビデオ通話機能を用いて本件連鎖販売契約の締結について勧誘された。Bは、当該ビデオ通話をするまでの間に、Xに対し、「やばい仕事?」とメッセージを送り、あらかじめどのような話を聞くこととなるのかを知ろうとしたが、Xは、「ばり稼げる!俺2週間で80万行ったよ笑」、「話聞いたらすべてがわかるよ!」などとメッセージを送るのみであり、当該ビデオ通話が始まる前までの間に、Bに対して、本件連鎖販売取引の統括者の氏名及び特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしなかった。

当該ビデオ通話において、Wは、Bに対し、本件報酬について、「報酬の仕組みは、第一に、自分が誰かにNOVAを紹介して登録すれば8000円、さらにその紹介者が別の人を紹介して登録すれば5000円報酬が入る、第二に、自分がオンラインカジノゲームを誰かに紹介してその人たちがゲームを遊んだ分の数%が報酬として入る、第三に、自分のタイトルがアシスタント以上の場合、オンラインカジノゲームの世界売り上げのうち1%が各会員に山分け

され、毎月報酬として入る、第四に、自分のタイトルが『チーフ』以上になれば、勧誘時のNO-V Aの説明をすることができ、説明する度にインストラクター報酬がいくらか入る」、「最大15段階下の人まで、一人5000円の紹介料をもらうことができる」などと、本件紹介料を含む複数種類の報酬の支払を受けることができる旨を告げるとともに、自分自身が直接に新規会員を獲得しなくても多額の本件紹介料を得ることができる旨を強調した。

また、当該説明会で、Wは、Bに対し、本件連鎖販売契約の解除について、「登録から14日以内に限り退会した場合は返金される」などと、あたかも本件連鎖販売契約に基づく会員登録時から14日間しかおよそ契約金額の返金が認められないかのように告げた。

Bは、当該ビデオ通話で説明を受けた後、会員登録料として22万8000円を支払い、本件連鎖販売契約を締結した。

Bは、当該契約締結に至るまでの間に、実際には、「ONクライアント条件」などと呼称される条件を満たさなければ本件報酬の大部分の支払を受けることができず、かつ、当該条件を満たすためには、本件オンラインカジノで自らオンラインカジノゲームを行い、最大で月額約2万円から3万円程度を毎月課金しなければならない場合があること、並びに、実際には、本件連鎖販売契約を締結しても、本件連鎖販売取引の会員において、「アシスタント」、「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」と称される4段階の各タイトルを、新規会員の獲得数が1か月30人以上又は2か月連続で15人以上であること（「チーフ」となるための条件）、新規会員の獲得数が2か月連続で100人以上であること（「プロデューサー」となるための条件）、自身の下位の系列に一定数のタイトル取得者を育成すること（「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」となるための条件）など、各タイトルに設定された一定の条件を満たしながら順次獲得して最上位の「プロデューサー」にならなければ15階層下の会員が新規会員を獲得したことに伴って一人当たり約5,000円もらえるとされる本件紹介料を得ることができず、いずれのタイトルも獲得しない状態のままでは自分が直接獲得した会員による新規会員獲得分しか当該紹介料が発生しないことについて誰からも告げられなかった。

Bは、本件連鎖販売契約の締結について勧誘を受け、当該契約を締結した令和2年2月当時、20代の給与生活者であり、過去に、連鎖販売取引やアフィリエイトと称される広告・宣伝業務を行った経験はなく、投資やカジノの経験等もなかった。

Bは、本件連鎖販売契約を締結した後、新規会員を獲得しようと友人数人に声をかけたものの、その友人らはいずれも本件連鎖販売契約の締結には至らず、その後、令和2年4月に本件連鎖販売契約のクーリング・オフを申し出、

それ以降は本件連鎖販売取引の会員としての活動をしていない。なお、Bはクーリング・オフを申し出たものの、会員登録料の返金はなされていない。

【事例3】（勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名及び勧誘目的の不明示）、役務の内容につき故意に事実を告げない行為、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為、特定利益に関する事項につき故意に事実を告げない行為、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為及び勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘）

令和2年3月、会員Vは、知り合いの消費者Cに対し、トークアプリにより、「あたしもエステの仕事しながら掛け持ちやって楽しいから一緒にやる?」、「掛け持ちが広告!」、「空いた時間に携帯でやってるだけだから全然大変じゃないよ」、「URLコピペしてゲームばらまいてるだけ」、「私は空いた時間にしかやってないけど6,7万くらいだよ」、「●日か●日（注：実際にはいずれも同月中の日数を表示）なら教えられるけど、空いているときある?」、「1時半に〇〇駅これる??」などとメッセージを送り、副業についての説明会に参加するよう誘った。Vは、同月、Cと雑居ビルの一室にある当該説明会を行う事務所付近の喫茶店で待ち合わせ、Cを当該事務所に連れて行って当該説明会に参加させた。Cは、当該説明会において、会員Uから、本件連鎖販売契約の締結について勧誘されたが、Vは、当該説明会が開始されるまでの間、Cに対して、本件連鎖販売取引の統括者の氏名及び特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしなかった。また、当該事務所は、本件連鎖販売取引とは無関係の一般人が自由に出入りできるような場所ではなかった。

当該説明会で、Uは、Cに対し、本件報酬について、「自分が紹介した二人がまた二人を紹介、その二人がまた別の二人を紹介していくなどして、最大で15段階までの紹介料がもらえる」、「自分が直接紹介した人がノーヴァに登録すれば8000円もらえる」、「自分が直接紹介した友だちが別の友達を紹介して、その人がノーヴァ登録すると、5000円もらえる」、「ノーヴァの世界中の売り上げの一部が、毎月会員に分配される。」、「オンラインカジノゲームに勝った人が広めていくから、流行するようになるし、ゲームの売り上げから自分のところに収入となってお金が入ってくる」などと、本件紹介料を含む複数種類の報酬の支払を受けることができる旨を告げるとともに、自分自身が直接に新規会員を獲得しなくても多額の本件紹介料を得ることができる旨を強調した。

また、当該説明会で、Uは、Cに対し、本件連鎖販売契約の解除について、「ノーヴァに登録をしてから14日間に限り、退会しても返金される」などと、あたかも本件連鎖販売契約に基づく会員登録時から14日間しかおよそ契約金額の返金が認められないかのように告げ、また、「カジノは外国人にも馴染みがあり、日本では今はまだ違法だが、今後、カジノを合法にしていこうという動きがある。でも、オンラインカジノなら今でも大丈夫だし、家にいても手っ取り早くできるので、今後日本にも広まっていく。」などと、あたかも本件オンラインカジノを日本国内で利用しても賭博罪に該当するおそれは全くないかのように告げた。

当該説明会后、Cは、会員登録料として22万8000円を支払い、本件連鎖販売契約を締結した。

Cは、当該契約締結に至るまでの間に、実際には、「ONクライアント条件」などと呼称される条件を満たさなければ本件報酬の大部分の支払を受けることができず、かつ、当該条件を満たすためには、本件オンラインカジノで自らオンラインカジノゲームを行い、最大で月額約2万円から3万円程度を毎月課金しなければならない場合があること、並びに、実際には、本件連鎖販売契約を締結しても、本件連鎖販売取引の会員において、「アシスタント」、「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」と称される4段階の各タイトルを、新規会員の獲得数が1か月30人以上又は2か月連続で15人以上であること（「チーフ」となるための条件）、新規会員の獲得数が2か月連続で100人以上であること（「プロデューサー」となるための条件）、自身の下位の系列に一定数のタイトル取得者を育成すること（「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」となるための条件）など、各タイトルに設定された一定の条件を満たしながら順次獲得して最上位の「プロデューサー」にならなければ15階層下の会員が新規会員を獲得したことに伴って一人当たり約5,000円もらえるとされる本件紹介料を得ることができず、いずれのタイトルも獲得しない状態のままでは自分が直接獲得した会員による新規会員獲得分しか当該紹介料が発生しないことについて誰からも告げられなかった。

Cは、本件連鎖販売契約の締結について勧誘を受け、当該契約を締結した令和2年3月当時、30代前半で無職であり、過去に、連鎖販売取引やアフィリエイトと称される広告・宣伝業務を行った経験はなく、投資やカジノの経験等もなかった。

Cは、本件連鎖販売契約を締結した後、新規会員を獲得しようと友人数人に声をかけたものの、その友人らはいずれも本件連鎖販売契約の締結には至らず、その後、令和2年5月に本件連鎖販売契約のクーリング・オフを申し出、それ以降は本件連鎖販売取引の会員としての活動をしていない。なお、Cはク

ーリング・オフを申し出たものの、会員登録料の返金はなされていない。

井上岳に対する行政処分の概要

1 事業概要

井上岳（以下「井上」という。）は、笠井秀哉（以下「笠井」という。）と連携共同して、「NO-V A（ノーヴァ）」と称し、井上と笠井が連携共同して行う特定のオンラインカジノゲームサイト（以下「本件オンラインカジノ」という。）を宣伝して本件オンラインカジノの利用者を獲得する、又は新たに本件オンラインカジノを宣伝する者を紹介すると、「サブアフィリエイター報酬」等と称する紹介料（以下「本件紹介料」という。）を含む各種の報酬（以下「本件報酬」という。）を得ることができる「NO-V A（ノーヴァ）」と称するオンラインツールを利用させるとともに、会員（以下において定義する。）の勧誘行為に対し、継続的に指導を行い、その営業活動を組織的に行わせて管理するなど、本件報酬を得るために実質的に必須かつ不可分な行為をして、本件報酬の獲得を促す役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する事業であって、本件紹介料を收受し得ることをもって、本件役務の提供をあっせんする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と会員登録料の支払を伴う本件役務の提供に係る取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）を行っている。

本件紹介料は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する特定利益（以下「特定利益」という。）に該当し、会員登録料は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、井上は、笠井と連携共同して、本件連鎖販売取引に係る一連の連鎖販売業（同項に規定する連鎖販売業をいう。以下「本件連鎖販売業」という。）を行っている。

井上及び笠井は、本件連鎖販売取引について、会員の勧誘行為に対し、継続的に指導を行い、その営業活動を組織的に行わせて管理するなどしており、井上及び笠井は、互いに連携共同して本件連鎖販売業を実質的に統括していることから、井上及び笠井のいずれも特定商取引法第33条第2項に規定する統括者（以下「統括者」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

井上は、令和3年6月23日から令和4年9月22日までの間、連鎖販売業に係る次の取引等を停止すること。

- ア 井上の行う連鎖販売取引（特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下同じ。）について勧誘を行い、又は本件連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- イ 井上の行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。
- ウ 井上の行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

（2）業務禁止命令

井上が、令和3年6月23日から令和4年9月22日までの間、次の業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを禁止する。

- ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。
- イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

（3）指示

ア 勧誘者は、特定商取引法第33条の2に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名及び勧誘目的の不明示）、同法第34条第1項の規定により禁止される役務の内容及びその連鎖販売業に係る特定利益に関する事項につき故意に事実を告げない行為、契約の解除に関する事項及びその連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為並びに同条第4項の規定により禁止される勧誘目的を告げずに誘引した者に対して公衆の出入りしない場所において勧誘をする行為を、井上及び笠井は同法第37条第1項に規定するその連鎖販売業の概要について記載した書面（以下「概要書面」という。）及び同条第2項に規定するその連鎖販売契約の内容を明らかにする書面（以下「契約書面」という。）の交付義務に違反する行為（不交付）をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該行為の再発防止策を講ずるとと

もに、コンプライアンス体制（法律及び契約に基づく返金等の問合せに適切かつ誠実に対応することを含む。）を構築し、これらを会員に前記（１）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

イ 井上は、令和元年１０月から令和３年６月２２日までの間に井上及び笠井との間で本件連鎖販売取引についての契約（以下「本件連鎖販売契約」という。）を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、井上及び笠井に対して取引等停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和３年７月２２日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。なお、令和３年６月２９日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の取引等停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）勧誘者は、遅くとも令和元年１０月以降、本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、その連鎖販売業に係る役務の提供のあっせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人（以下「無店舗等個人」という。）である相手方に対し、本件連鎖販売契約の解除について、実際には、たとえ本件連鎖販売契約の準拠法を当該相手方の居住する日本の法律ではないキプロス共和国の法律とする旨を合意しても、当該相手方が法の適用に関する通則法（平成１８年法律第７８号。以下「通則法」という。）第１１条第１項に規定する消費者に該当し、本件連鎖販売契約が同項に規定する消費者契約に該当するため、当該相手方が、特定商取引法第３７条第２項に規定する本件連鎖販売契約に係る契約書面を当該相手方が受領した日から起算して２０日間以内に、日本法中の特定の強行規定である特定商取引法第４０条第１項に規定するクーリング・オフをする旨の意思表示をした場合には、当該強行規定が適用され、当該クーリング・オフに伴い契約金額が返金されなければならないにもかかわらず、「登録をしてから１４日間に限り、退会しても返金される」などと、あたかも本件連鎖販売契約に基づく会員登録時から１４日間しかおよそ契約金額の返金が認められないかのように不実のことを告げていること。

(エ) 勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、無店舗等個人である相手方に対し、実際には、たとえ本件オンラインカジノを提供するサーバーや運営会社が日本国外に所在する場合であっても、オンラインで接続して日本国内において本件オンラインカジノを利用し賭博行為を行えば刑法（明治40年法律第45号）第185条に規定する賭博罪（以下「賭博罪」という。）に該当するおそれが相当程度あるにもかかわらず、「外国に拠点があるので、ユーザーが日本にいても、日本の法律に触れることはない。」、「日本では今はまだ違法だが、今後、カジノを合法にしていこうという動きがある。でも、オンラインカジノなら今でも大丈夫」などと、あたかも本件オンラインカジノを日本国内で利用しても賭博罪に該当するおそれは全くないかのようにな実のことを告げている。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

4 処分の原因となる事実

勧誘者又は井上及び笠井は、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反しており、消費者庁は、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名及び勧誘目的の不 明示）（特定商取引法第33条の2）

勧誘者は、遅くとも、令和元年10月以降、井上及び笠井が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「副業で稼ぎませんか?」、「えぐい話聞かせるから!」、「副業の話になるんだけど!」、「掛け持ちやって楽しいから一緒にやる?」、「URLコピペしてゲームばらまいてるだけ」などと告げるのみで、統括者の氏名及び特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていない。

(2) 役務の内容につき故意に事実を告げない行為（特定商取引法第34条第 1項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、井上及び笠井が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、無店舗等個人である相手方に対し、実際には、「ONクライアン

ト条件」などと呼称される条件を満たさなければ本件報酬の大部分の支払を受けることができず、かつ、当該条件を満たすためには、本件オンラインカジノで自らオンラインカジノゲームを行い、最大で月額約2万円から3万円程度を毎月課金しなければならない場合があるにもかかわらず、「自分が誰かにN O - V Aを紹介して登録すれば8000円、さらにその紹介者が別の人を紹介して登録すれば5000円報酬が入る」、「自分がオンラインカジノゲームを誰かに紹介してその人たちがゲームを遊んだ分の数%が報酬として入る」、「毎月ノーヴァの世界中の売り上げの一部が分配され、受け取ることができる」などと複数種類の報酬の支払を受けることができる旨を告げるのみで、故意に当該条件に係る事実を告げていない。

(3) 契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第34条第1項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、井上及び笠井が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、無店舗等個人である相手方に対し、本件連鎖販売契約の解除について、実際には、たとえ本件連鎖販売契約の準拠法を当該相手方の居住する日本の法律ではないキプロス共和国の法律とする旨を合意しても、当該相手方が通則法第11条第1項に規定する消費者に該当し、本件連鎖販売契約が同項に規定する消費者契約に該当するため、当該相手方が、特定商取引法第37条第2項に規定する本件連鎖販売契約に係る契約書面を当該相手方が受領した日から起算して20日間以内に、日本法中の特定の強行規定である特定商取引法第40条第1項に規定するクーリング・オフをする旨の意思表示をした場合には、当該強行規定が適用され、当該クーリング・オフに伴い契約金額が返金されなければならないにもかかわらず、「登録をしてから14日間に限り、退会しても返金される」などと、あたかも本件連鎖販売契約に基づく会員登録時から14日間しかおよそ契約金額の返金が認められないかのように告げている。

(4) 特定利益に関する事項につき故意に事実を告げない行為（特定商取引法第34条第1項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、井上及び笠井が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、無店舗等個人である相手方に対し、本件役務の提供を受けることにより得ることができる本件連鎖販売取引に係る特定利益について、実際には、本件連鎖販売契約を締結しても、本件連鎖販売取引の会員におい

て、「アシスタント」、「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」と称される4段階の各タイトルを、新規会員の獲得数が1か月30人以上又は2か月連続で15人以上であること（「チーフ」となるための条件）、新規会員の獲得数が2か月連続で100人以上であること（「プロデューサー」となるための条件）、自身の下位の系列に一定数のタイトル取得者を育成すること（「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」となるための条件）など、各タイトルに設定された一定の条件を満たしながら順次獲得して最上位の「プロデューサー」にならなければ15階層下の会員が新規会員を獲得したことに伴って一人当たり約5,000円もらえるとされる本件紹介料を得ることができず、いずれのタイトルも獲得しない状態のままでは自分が直接獲得した会員による新規会員獲得分しか当該紹介料が発生しないにもかかわらず、「15段階下の分までがもらえるので、自分が直接誰かを紹介しなくても楽にたくさんの紹介料が貰える」、「最大15段階下の人まで、一人5000円の紹介料をもらうことができる」、「自分が紹介した二人がまた二人を紹介、その二人がまた別の二人を紹介していくなどして、最大で15段階までの紹介料がもらえる」などと、自分自身が直接に新規会員を獲得しなくても多額の特定利益を得ることができる旨を強調するのみで、故意に当該事実を告げていない。

- (5) 連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為（特定商取引法第34条第1項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、井上及び笠井が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、無店舗等個人である相手方に対し、実際には、たとえ本件オンラインカジノを提供するサーバーや運営会社が日本国外に所在する場合であっても、オンラインで接続して日本国内において本件オンラインカジノを利用し賭博行為を行えば賭博罪に該当するおそれが相当程度あるにもかかわらず、「外国に拠点があるので、ユーザーが日本にいても、日本の法律に触れることはない。」、「日本では今はまだ違法だが、今後、カジノを合法にしていこうという動きがある。でも、オンラインカジノなら今でも大丈夫」などと、あたかも本件オンラインカジノを日本国内で利用しても賭博罪に該当するおそれは全くないかのように告げている。

- (6) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（特定商取引法第34条第4項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、特定負担を伴う取引について

の契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電磁的方法により誘引した者に対し、公衆の出入りしない場所である本件連鎖販売取引に係る事務所において、井上及び笠井が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約の締結について勧誘をしている。

(7) 概要書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第37条第1項）

井上及び笠井は、遅くとも令和元年10月以降、無店舗等個人であって、井上及び笠井が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとするとき、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要書面を交付していない。

(8) 契約書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第37条第2項）

井上及び笠井は、遅くとも令和元年10月以降、無店舗等個人であって、井上及び笠井が連携共同して統括する本件連鎖販売業に係る本件連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、当該連鎖販売取引についての契約書面を交付していない。

5 勧誘事例

【事例1】（勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名及び勧誘目的の不明示）、役務の内容につき故意に事実を告げない行為、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為、特定利益に関する事項につき故意に事実を告げない行為、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為及び勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘）

令和元年10月、会員Zは、SNSで連絡をとった消費者Aに対し、トークアプリにより「副業で稼ぎませんか？」などとメッセージを送り、Aがそのメッセージに興味を示したことを契機として、「〇〇で説明会があるから来ませんか。」などとメッセージを送り、副業についての説明会に参加するよう誘った。Zは、同月、Aと雑居ビルの一室にある当該説明会を行う事務所の最寄り駅で待ち合わせ、Aを当該事務所に連れて行って当該説明会に参加させた。Aは、当該説明会において、会員Yから、本件連鎖販売契約の締結について勧誘されたが、Zは、当該説明会が開始されるまでの間、Aに対して、本件連鎖販

売取引の統括者の氏名及び特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしなかった。また、当該事務所は、本件連鎖販売取引とは無関係の一般人が自由に入出りできるような場所ではなかった。

当該説明会で、Yは、Aに対し、本件報酬について、「自分の友達や知人をノーヴァに紹介してそのまま登録になれば、登録料のうち5%が紹介料としてもらえ、その登録した友達がさらに誰かを連れてきて登録させると、登録料のうち3%が紹介料としてもらえる」、「15段階下の分までがもらえるので、自分が直接誰かを紹介しなくても楽にたくさんの紹介料が貰える」、「毎月ノーヴァの世界中の売上げの一部が分配され、受け取ることができる」などと、本件紹介料を含む複数種類の報酬の支払いを受けることができる旨を告げるとともに、自分自身が直接に新規会員を獲得しなくても多額の本件紹介料を得ることができる旨を強調した。

また、当該説明会で、Yは、Aに対し、本件連鎖販売契約の解除について、「登録料と初期費用として約23万円を支払う必要があるが、登録して14日以内であれば、退会しても返金される」などと、あたかも本件連鎖販売契約に基づく会員登録時から14日間しかおよそ契約金額の返金が認められないかのように告げ、また、「海外でオンラインカジノが流行っている。外国に拠点があるので、ユーザーが日本にいても、日本の法律に触れることはない。」などと、あたかも本件オンラインカジノを日本国内で利用しても賭博罪に該当するおそれは全くないかのように告げた。

Aは、同日には本件連鎖販売契約を締結しなかったが、令和2年3月に再度、東京都内に所在する事務所で説明会に参加し、Yから同様の説明を受けた上で、会員登録料として22万8000円を支払い、本件連鎖販売契約を締結した。

Aは、当該契約締結に至るまでの間に、実際には、「ONクライアント条件」などと呼称される条件を満たさなければ本件報酬の大部分の支払を受けることができず、かつ、当該条件を満たすためには、本件オンラインカジノで自らオンラインカジノゲームを行い、最大で月額約2万円から3万円程度を毎月課金しなければならない場合があること、並びに、実際には、本件連鎖販売契約を締結しても、本件連鎖販売取引の会員において、「アシスタント」、「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」と称される4段階の各タイトルを、新規会員の獲得数が1か月30人以上又は2か月連続で15人以上であること（「チーフ」となるための条件）、新規会員の獲得数が2か月連続で100人以上であること（「プロデューサー」となるための条件）、自身の下位の系列に一定数のタイトル取得者を育成すること（「チーフ」、「ディレクタ

一」及び「プロデューサー」となるための条件)など、各タイトルに設定された一定の条件を満たしながら順次獲得して最上位の「プロデューサー」にならなければ15階層下の会員が新規会員を獲得したことに伴って一人当たり約5,000円もらえるとされる本件紹介料を得ることができず、いずれのタイトルも獲得しない状態のままでは自分が直接獲得した会員による新規会員獲得分しか当該紹介料が発生しないことについて誰からも告げられなかった。

Aは、本件連鎖販売契約の締結について勧誘を受け、当該契約を締結した当時、20代の会社員であり、過去に、連鎖販売取引やアフィリエイトと称される広告・宣伝業務を行った経験はなく、投資やカジノの経験等もなかった。

Aは、本件連鎖販売契約を締結した後、新規会員を獲得するための勧誘活動など本件連鎖販売取引の会員としての活動をすることなく、令和2年3月、会員登録料の返金を受けた上で退会した。

【事例2】(勧誘目的等の明示義務に違反する行為(統括者の氏名及び勧誘目的の不明示)、役務の内容につき故意に事実を告げない行為、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為及び特定利益に関する事項につき故意に事実を告げない行為)

令和2年2月、会員Xは、友人である消費者Bに対し、トークアプリにより、「来週どっか空いとる日ない?」、「2、3時間空いとる時間があれば良いよ!」とメッセージを送り、Bが都合がつく曜日を伝え、「えぐい話聞かせるから!」、「一応話的には副業の話になるんだけど!」などとメッセージを送り、当該トークアプリのビデオ通話機能を用いて副業についての説明を聞くように誘った。同月、Bは、会員Wから、当該ビデオ通話機能を用いて本件連鎖販売契約の締結について勧誘された。Bは、当該ビデオ通話をするまでの間に、Xに対し、「やばい仕事?」とメッセージを送り、あらかじめどのような話を聞くこととなるのかを知ろうとしたが、Xは、「ばり稼げる!俺2週間で80万行ったよ笑」、「話聞いたらすべてがわかるよ!」などとメッセージを送るのみであり、当該ビデオ通話が始まる前までの間に、Bに対して、本件連鎖販売取引の統括者の氏名及び特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしなかった。

当該ビデオ通話において、Wは、Bに対し、本件報酬について、「報酬の仕組みは、第一に、自分が誰かにNOVAを紹介して登録すれば8000円、さらにその紹介者が別の人を紹介して登録すれば5000円報酬が入る、第二に、自分がオンラインカジノゲームを誰かに紹介してその人たちがゲームを遊んだ分の数%が報酬として入る、第三に、自分のタイトルがアシスタント以上の場合、オンラインカジノゲームの世界売り上げのうち1%が各会員に山分け

され、毎月報酬として入る、第四に、自分のタイトルが『チーフ』以上になれば、勧誘時のNO-V Aの説明をすることができ、説明する度にインストラクター報酬がいくらか入る」、「最大15段階下の人まで、一人5000円の紹介料をもらうことができる」などと、本件紹介料を含む複数種類の報酬の支払を受けることができる旨を告げるとともに、自分自身が直接に新規会員を獲得しなくても多額の本件紹介料を得ることができる旨を強調した。

また、当該説明会で、Wは、Bに対し、本件連鎖販売契約の解除について、「登録から14日以内に限り退会した場合は返金される」などと、あたかも本件連鎖販売契約に基づく会員登録時から14日間しかおよそ契約金額の返金が認められないかのように告げた。

Bは、当該ビデオ通話で説明を受けた後、会員登録料として22万8000円を支払い、本件連鎖販売契約を締結した。

Bは、当該契約締結に至るまでの間に、実際には、「ONクライアント条件」などと呼称される条件を満たさなければ本件報酬の大部分の支払を受けることができず、かつ、当該条件を満たすためには、本件オンラインカジノで自らオンラインカジノゲームを行い、最大で月額約2万円から3万円程度を毎月課金しなければならない場合があること、並びに、実際には、本件連鎖販売契約を締結しても、本件連鎖販売取引の会員において、「アシスタント」、「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」と称される4段階の各タイトルを、新規会員の獲得数が1か月30人以上又は2か月連続で15人以上であること（「チーフ」となるための条件）、新規会員の獲得数が2か月連続で100人以上であること（「プロデューサー」となるための条件）、自身の下位の系列に一定数のタイトル取得者を育成すること（「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」となるための条件）など、各タイトルに設定された一定の条件を満たしながら順次獲得して最上位の「プロデューサー」にならなければ15階層下の会員が新規会員を獲得したことに伴って一人当たり約5,000円もらえるとされる本件紹介料を得ることができず、いずれのタイトルも獲得しない状態のままでは自分が直接獲得した会員による新規会員獲得分しか当該紹介料が発生しないことについて誰からも告げられなかった。

Bは、本件連鎖販売契約の締結について勧誘を受け、当該契約を締結した令和2年2月当時、20代の給与生活者であり、過去に、連鎖販売取引やアフィリエイトと称される広告・宣伝業務を行った経験はなく、投資やカジノの経験等もなかった。

Bは、本件連鎖販売契約を締結した後、新規会員を獲得しようと友人数人に声をかけたものの、その友人らはいずれも本件連鎖販売契約の締結には至らず、その後、令和2年4月に本件連鎖販売契約のクーリング・オフを申し出、

それ以降は本件連鎖販売取引の会員としての活動をしていない。なお、Bはクーリング・オフを申し出たものの、会員登録料の返金はなされていない。

【事例3】（勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の氏名及び勧誘目的の不明示）、役務の内容につき故意に事実を告げない行為、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為、特定利益に関する事項につき故意に事実を告げない行為、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為及び勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘）

令和2年3月、会員Vは、知り合いの消費者Cに対し、トークアプリにより、「あたしもエステの仕事しながら掛け持ちやって楽しいから一緒にやる?」、「掛け持ちが広告!」、「空いた時間に携帯でやってるだけだから全然大変じゃないよ」、「URLコピペしてゲームばらまいてるだけ」、「私は空いた時間にしかやってないけど6,7万くらいだよ」、「●日か●日（注：実際にはいずれも同月中の日数を表示）なら教えられるけど、空いているときある?」、「1時半に〇〇駅これる??」などとメッセージを送り、副業についての説明会に参加するよう誘った。Vは、同月、Cと雑居ビルの一室にある当該説明会を行う事務所付近の喫茶店で待ち合わせ、Cを当該事務所に連れて行って当該説明会に参加させた。Cは、当該説明会において、会員Uから、本件連鎖販売契約の締結について勧誘されたが、Vは、当該説明会が開始されるまでの間、Cに対して、本件連鎖販売取引の統括者の氏名及び特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしなかった。また、当該事務所は、本件連鎖販売取引とは無関係の一般人が自由に出入りできるような場所ではなかった。

当該説明会で、Uは、Cに対し、本件報酬について、「自分が紹介した二人がまた二人を紹介、その二人がまた別の二人を紹介していくなどして、最大で15段階までの紹介料がもらえる」、「自分が直接紹介した人がノーヴァに登録すれば8000円もらえる」、「自分が直接紹介した友だちが別の友達を紹介して、その人がノーヴァ登録すると、5000円もらえる」、「ノーヴァの世界中の売り上げの一部が、毎月会員に分配される。」、「オンラインカジノゲームに勝った人が広めていくから、流行するようになるし、ゲームの売り上げから自分のところに収入となってお金が入ってくる」などと、本件紹介料を含む複数種類の報酬の支払を受けることができる旨を告げるとともに、自分自身が直接に新規会員を獲得しなくても多額の本件紹介料を得ることができる旨を強調した。

また、当該説明会で、Uは、Cに対し、本件連鎖販売契約の解除について、「ノーヴァに登録をしてから14日間に限り、退会しても返金される」などと、あたかも本件連鎖販売契約に基づく会員登録時から14日間しかおよそ契約金額の返金が認められないかのように告げ、また、「カジノは外国人にも馴染みがあり、日本では今はまだ違法だが、今後、カジノを合法にしていこうという動きがある。でも、オンラインカジノなら今でも大丈夫だし、家にいても手っ取り早くできるので、今後日本にも広まっていく。」などと、あたかも本件オンラインカジノを日本国内で利用しても賭博罪に該当するおそれは全くないかのように告げた。

当該説明会后、Cは、会員登録料として22万8000円を支払い、本件連鎖販売契約を締結した。

Cは、当該契約締結に至るまでの間に、実際には、「ONクライアント条件」などと呼称される条件を満たさなければ本件報酬の大部分の支払を受けることができず、かつ、当該条件を満たすためには、本件オンラインカジノで自らオンラインカジノゲームを行い、最大で月額約2万円から3万円程度を毎月課金しなければならない場合があること、並びに、実際には、本件連鎖販売契約を締結しても、本件連鎖販売取引の会員において、「アシスタント」、「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」と称される4段階の各タイトルを、新規会員の獲得数が1か月30人以上又は2か月連続で15人以上であること（「チーフ」となるための条件）、新規会員の獲得数が2か月連続で100人以上であること（「プロデューサー」となるための条件）、自身の下位の系列に一定数のタイトル取得者を育成すること（「チーフ」、「ディレクター」及び「プロデューサー」となるための条件）など、各タイトルに設定された一定の条件を満たしながら順次獲得して最上位の「プロデューサー」にならなければ15階層下の会員が新規会員を獲得したことに伴って一人当たり約5,000円もらえるとされる本件紹介料を得ることができず、いずれのタイトルも獲得しない状態のままでは自分が直接獲得した会員による新規会員獲得分しか当該紹介料が発生しないことについて誰からも告げられなかった。

Cは、本件連鎖販売契約の締結について勧誘を受け、当該契約を締結した令和2年3月当時、30代前半で無職であり、過去に、連鎖販売取引やアフィリエイトと称される広告・宣伝業務を行った経験はなく、投資やカジノの経験等もなかった。

Cは、本件連鎖販売契約を締結した後、新規会員を獲得しようと友人数人に声をかけたものの、その友人らはいずれも本件連鎖販売契約の締結には至らず、その後、令和2年5月に本件連鎖販売契約のクーリング・オフを申し出、それ以降は本件連鎖販売取引の会員としての活動をしていない。なお、Cはク

ーリング・オフを申し出たものの、会員登録料の返金はなされていない。